

保健福祉・食品衛生関係養成施設の指導監督に関する行政評価・監視の結果

平成15年12月 16日
総務省東北管区行政評価局
(局長 田代喜啓)

東北厚生局は、標準処理期間の遵守、養成施設の総点検による改善が必要

東北厚生局に対して、次の事項について所見表示（改善意見）
標準処理期間の早急な設定及び期間遵守の徹底

指定基準等の徹底を図るための総点検の実施

養成施設に関する指定時等の関係書類の引継ぎの適正化

【本調査の目的、背景】

国の資格制度は、社会経済の複雑・高度化に伴い各種専門知識・技能保持者に対する社会的需要を背景に逐次創設され、その養成施設は、当該資格者の数的な確保のみならず、知識技能の向上に大きな役割を發揮

特に、保健福祉・食品衛生における分野の資格制度は、国民の健康的な生活の維持向上に直結していることから国の指定制度を導入。今後も、これらの養成施設の役割は益々重要

東北厚生局は、中央省庁等改革に伴い、平成13年1月以降、新たに、これらの養成施設の指定、指導監督業務を分掌

この行政評価・監視は、養成施設の適切な運営を図る観点から、東北厚生局における養成施設に対する指導監督の状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したもの

この種の評価・監視を行うのは全国的にも当局が初めて

第1 実施時期等

- 1 実施時期 平成15年8月～15年11月
- 2 対象機関 東北厚生局、宮城県、養成施設（19施設）

第2 結果の処理

所見表示（改善意見）
所見表示先 東北厚生局
所見表示 平成15年12月16日

第3 所見表示事項の概要

別紙

所見表示事項の概要

1 標準処理期間の設定等

【調査結果のポイント】

平成13年1月5日以前は、厚生本省が養成施設の指定事務及び指導監督業務を実施指定事務について、東北厚生局長の専決事項となっているのは、栄養士、調理師、理容師、美容師、保育士、社会福祉主事、製菓衛生師及び食品衛生管理者・食品衛生監視員の8種の養成施設

行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づく申請から指定までの標準処理期間の設定又は遵守状況が不十分

（事例）

- ・ 製菓衛生師及び食品衛生管理者・食品衛生監視員の2種の養成施設については、標準処理期間が未設定
- ・ 平成13年度及び14年度に指定が行われた5種の養成施設に係る申請案件11件のうち、9件が標準処理期間を超過。その中には、標準処理期間30日に対して217日を要しているものもあり

【改善意見】

早急に未設定を解消するとともに、設定されたものにあつては、その遵守の徹底を図ること。

2 指定基準等の遵守の徹底

養成施設は、当該設置法令等に基づき、専門的知識及び技能を持った資格者の養成を行うための指定基準に合致したものとして指定されたもの。指定後において、特定の事項に変更が生じた場合に、重要なものにあつては変更承認申請が、軽微なものにあつては変更届が必要

しかし、今回、調査した10種19施設の中には、7種8施設において、指定基準に即していないもの、変更承認申請が行われていないもの等の事例（計21）あり

（主な事例）

指定基準

- ・ 専任教員数が不足しており、かつ、必須となっている医師である教員が配置されていないもの
- ・ 資格要件を満たしていない教員が授業を行っており、中には2年以上にわたっているもの等

変更に係る手続

- ・ 図書室を新校舎に移設したことにより必要とされる校舎の各室の用途変更の承認申請を行っていないもの
- ・ 養成施設に係る法令等に基づく養成施設の長の変更届を提出していないもの

その他

- ・ 国家試験の受験資格は取得できないにもかかわらず、パンフレット、ホームページ等で取得できると誤解を招く内容で生徒の募集活動を行っているもの

これらの一因として、

- ・ 東北厚生局は、発足以来、養成施設に対する啓発活動、指定基準の遵守状況等についての実地調査も未実施
- ・ 栄養士、調理師、保育士、介護福祉士、精神保健福祉士等6種の養成施設については、指定基準の遵守状況等について報告徴収権があるものの、報告実績は皆無

【改善意見】

- ・ 当該養成施設に対し、指定基準の遵守及び法令に従った是正措置を講じさせること。
- ・ 養成施設全般に対しては、定期的に会議の場を通じて、総点検を行わせること等により、指定基準の遵守等の徹底を図ること。

3 資料引継ぎの適正化

【調査結果のポイント】

東北厚生局は、厚生労働省から、平成13年1月6日以降、新たに指定事務及び指導監督業務を分掌。指定時等の関係書類の引継ぎは不十分

(事例)

介護福祉士養成施設(35施設)、精神保健福祉士養成施設(1施設)、保育士養成施設(26施設)、社会福祉主事養成施設(4施設)は、関係書類の引継ぎなし

【改善意見】

指定時等の関係書類の引継ぎの適正化を図ること。